

14番（小柳義和君）〔登壇〕

議長より登壇の許可をいただきましたので、私、14番小柳の一般質問をさせていただきます。

メキシコで発生して、世界に蔓延している新型インフルエンザが4月27日に発生認定され、ついに国内でも確認されました。警戒水準 フェーズといたしますけれども を4に引き上げ、専門家からは限界を指摘する声が出る中、水際作戦を実行し、一応の成果があったと言えるようですが、政府としては作戦を見直す方針だそうです。それに伴って、マスクを買い占める人、マスクが手に入らないと嘆く人。兵庫県知事が神戸に立ち寄った生徒を登校停止にしたことに行き過ぎだと批判の声。北九州市長が処置は当たり前のことだと反論する意見も出ました。新型インフルエンザの感染者は5月25日の福岡県を含み、8都道府県で340人が確認されています。6月12日現在においては、フェーズ6になり、全国で556人が感染されています。今回のインフルエンザのような未知のウイルスが再び発生しないことを願うものです。

そして、一方では、5月25日午前、北朝鮮が核実験強行を実施しました。ノドン、テポドンに続き、今度は短距離誘導弾を発射しましたが、このような世界各国を敵に回すような行為を許すわけにはまいりません。武雄市議会として、核実験に抗議する緊急決議を提出したところであります。

では、ここで一般質問に移ります。私の一般質問は、最初に、農政について、その内訳は、イノシシ被害状況と農地法について、次に、3番議員、先ほど質問されましたけれども、新年度からスタートいたしましたごみゼロ特区制度、3番目に、来年度から義務づけられる交通行政の始業前の飲酒検知義務について、4番目に、武内町民がいつも悩んでおられる道路、河川問題、5番目に、栽培禁止のケシの花について、最後に、文化財保護の問題として、窯跡の管理について、順次行っていきます。

最初のイノシシ対策についてですが、県においては農作物を食い荒らすイノシシを繁殖期の4月、5月の2カ月間を集中的に捕獲し、来年度までの2カ年計画事業で新年度当初予算に約4,000万円を計上されました。市においても、国の緊急雇用対策事業の一環で、ふるさと雇用再生基金を活用し、3カ年事業で年間約2,000万円をパトロール事業と銘打って、森林組合に委託し、8名の方が巡回され、被害状況調査に当たられていると聞いております。

そこで、この繁殖期の現在までの被害状況と、どのようなところに出没しているか、お聞かせください。また、イノシシパトロール隊の実際の活動状況を教えてください。それに、4月、5月の捕獲頭数はどのようになっているかも教示してください。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お尋ねのイノシシのパトロール関係の事業でございますが、これについてはことし、国の緊急対策として、雇用を守るということで武雄市でも取り組んでおります。その中で名称としてはふるさと雇用再生基金事業ということで、実施の期間についてはことしから一応3年間を予定しております、今年度については杵島森林組合のほうに委託をして事業を開始しております。

事業については、8名の雇用で5月22日から始動をしたところでございます。

それから、イノシシの捕獲の状況でございますが、去年は特に多くて、7月から10月のいわゆる駆除期間につきましては1,541頭の捕獲でございまして、ことしは、先ほどありましたように、県一斉に4月、5月で駆除をするということで、県内一斉に駆除がされています。武雄市の状況ですが、4月、5月で148頭が捕獲をされております。

それから、被害の状況ですが、うちのほうに4月、5月で23件の通報があっておりまして、イノシシの駆除の依頼がそのうちに12件、半分程度。それから、イノシシによる土木の災害、被害の報告が4件、それから、イノシシ以外のアライグマとか、あるいはドバトの駆除、そこら辺についても4件の報告があっております。

それから、パトロール隊の業務の状況、内容でございますけれども、まず、被害の状況の調査を行う。それから、もう1つは出没をする地点、場所の調査をして、それを地図に落とししていきたいと考えています。それから、ことしは特に国の補助を受けまして、電気牧さく、あるいはワイヤーメッシュの設置を大幅にふやしたいということで、これについては先日、内示が来まして、ことしの事業費が約2,600万円ほどでございます。それから、イノシシが出てまいりますえさ場の状況調査、そこら辺をやってみみたいということ。それから、当然、市民から通報があれば、すぐ対応をするということで、特にことし始まったばかりですので、特に猟友会、森林組合、それから、パトロールの隊員と協議をしながら、3カ年で成果の出るように今後やっていきたいと考えます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、説明を受けましたけれども、4月、5月で市のほうで148頭というふうなことで、実は私のところにも武内町は山間地じゃございませんけれども、山に囲まれた地域でございますので、話を聞きますところによると、うちの庭先まで出てきたばいとか、作物を荒らされたばいとかというようなことで聞いているわけでございます。私の次の質問まで今部長は答弁していただきましたので、実は住民からの通報があれば、すぐ現地に向かって聞き取り調査となっているが、各町の通報はどのようになっているかをお聞かせくださいということが先ほどの答弁じゃなかったかなと私は思います。

イノシシパトロールはまだ調査期間が2カ月だということと、この2カ月間の時期は秋に

比べて田畑の収穫が少ないと、そして、イノシシは繁殖期には山奥に行動するので、数字的にいろんな判断することは難しいと思いますが、今後、よりよい対策を実施されることをお願いいたします。

もう一つ、このイノシシ被害ばかりにだれでもが視点が向いておるとは思いますけれども、もう一つの被害がカラスなんです。カラスによる農作物を食い荒らす被害も多く出ております。

そこで、カラスの駆除についても考えてもらいたいのですが、執行部の考えをお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

農作物の被害につきましては、先ほどありましたように、以前はカラス、ドバト、そこら辺の被害対策が主であったわけです。最近、イノシシの出没がかなり多いということで、これについては、さきの答弁でもあったと思いますが、特に最近、人が山に入らないと、それから、耕作放棄地が多くなって、格好のえさ場になっている、そういう状況ございますので、今現在、カラスの被害が全くないということではございませんで、これについても猟友会等をお願いしております。これについてはことし6月15日から猟友会のほうに駆除を依頼するように今考えています。

そういうことで、被害の防止の対策でございますが、猟友会に頼むと同時に、ネットを張るとか、あるいはテグスを設置するとか、あるいは音とか、光とか、そういうので追い払うということで、特にごみをあさっておりますので、それぞれがえさを与えないというのが一番大事だと思いますので、そこら辺については住民の方も一緒に対策をお願いしたいということで考えています。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

イノシシといい、カラスといい、私も実際カラスの軍団というものを目で見てきたわけでございます。特に豚舎、あるいは牛舎、そして、鶏舎、そこには飼料があります。そこでそのカラスの軍団が迷惑をかけているというような状況でございますので、そっちのほうの対策もよろしくをお願いいたします。

次の質問に移ります。

次は、4月16日の新聞記事から、農地転用についてお尋ねをいたします。

2008年に佐賀県で農地法が義務づける許可を得ずに転用した違法転用が265件、面積23ヘクタールで、県内では2005年が152件の15ヘクタール、2006年が307件の30ヘクタール、2007

年が214件の20ヘクタールの違法転用がそれぞれ明らかになっています。いずれも申請すれば許可されるケースであったため、始末書を取り、追認の許可を得ているようですが、その中には武雄市における違法転用があったかどうかをまず第1にお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

西村農業委員会事務局長

西村農業委員会事務局長〔登壇〕

新聞の件数は、許可を受けずにと。先ほど議員おっしゃられました転用の数265件でございます。そのうち武雄市は何件かという御質問でございますが、武雄市におきましては24件でございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、武雄市のほうでは違法転用が24件とありましたけれども、その24件の内容を知りたいと思いますので、よろしく願います。

議長（杉原豊喜君）

西村農業委員会事務局長

西村農業委員会事務局長〔登壇〕

武雄市の転用の許可を受けずに転用された数24件の内訳ということでございます。これは主なものにつきましては、田から植林をされている箇所が主なもので24件のうちの9件でございます。あとは農機具倉庫、そういうふうな、数的には資材置き場とか、あとでございます。24件のうち一番大きいのは植林でございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

それから、主に田から山林への転用というようなことで今説明受けましたけれども、農地法では4ヘクタール以下は知事の許可、4ヘクタールを超えた場合は農林水産大臣の許可が必要と定められていますが、どのようなことか、その知事の許可と農林水産大臣の許可について答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

西村農業委員会事務局長

西村農業委員会事務局長〔登壇〕

4ヘクタール以上は農林水産大臣、それから、4ヘクタール以下は知事。これらはどのようになっているかという御質問でございます。

まず、同一事業の目的で大規模な農地転用が4ヘクタールを超える場合は、議員御存じだと思いますが、国の投資が行われている場合が多いということと、優良農地の確保の観点から、国が転用の判断をするという必要があるので、農林水産大臣の許可が必要となってきております。

それから、4ヘクタール以下でございますが、同じような同一の目的で農地の転用面積が4ヘクタール以下につきましては、すべて都道府県知事の許可が必要となりますが、ただ4ヘクタール以下で、それから、2ヘクタール以上になりますと、先ほどと同じだと思いますが、国の機関、農政局には事前の協議が必要ということになっております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

説明はわかりましたけれども、これも私のところに、私の耳に入ったことでございますけれども、圃場整備及び区画をされている田においては、農業の方がその農業の専従に携わることならば簡単にスムーズに許可がおりると、ただし、例えて申し上げますと、私がある圃場整備区域に住宅を建てたいとか、あるいは小さなスーパーを出したいとか、あるいはそういうふうな事業をしたいと、そういう場合は許可がおりませんというようなことを聞いておるわけでございます。特に武内町においては、そういうふうな区画整理をどこまでもされておりますので、全然そのような建物を建てることができないと、このように判断するわけです。

また、他の地区からも、一部の転用をお願いしますと、そこは交差点で非常にほかの人に迷惑かける、駐車場が狭いというようなことで私のところに話が来ておりますが、これも先ほど言うたように、なかなかその許可がおりないというようなことを耳にしております。

そのようなことで、そのような場合の救済措置、あるいは特例はないものかというようなことをお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

農地転用の救済措置の関係でございますが、例えば、農地を宅地に転用する場合については、農用地区域と言いまして、いわゆる農振地区ですね、そこについては農振の除外をまずする必要がございます。これについては農業振興地域の整備に関する法律の第13条の第2項の中で4つの要件がありまして、これをすべて満たす必要があるということで、まず、1つ目は、その農用地区域以外に代替する土地がないこと。そこしかないですよというふうなことです。それから、除外によって、農業上の効率的、あるいは総合的な利用に支障を及ぼす

ことがないことが2点目です。それから、3つ目に、農振除外によりまして、その区域内の土地改良施設がありますが、その機能に支障を与えることがないこと。それから、特に圃場整備とか、そういう基盤整備の完了後8年を経過していると。この4つの条件ございまして、それをクリアすれば、県のほうに、先ほどありましたように、県、あるいは農政局のほうから許可を取ることができるということで、これをクリアできない場合については農振除外ができなくて、農転もできないということでございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今4つの除外についての説明がありましたけれども、1番目に説明されました農地地区以外に代替すべき土地がないことというふうなことで、これ私の考えですけれども、例えば、ここにデイリーとかなんかそういうふうなところの移転をしたいというような要望があった場合に、その近くに代替ないと。その農振除外地以外に行けば、山手のほうに行かんばいかんと。じゃ、そういうふうなとき、人込みが少ないところにそういうふうな商売が成り立つかということをお私疑問を持つわけです。だから、その人はその地域のために一生懸命なことを考えておられますので、お願いするときは私来ると思いますので、どうかそのときはよろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。次は交通に移ります。

これも新聞記事の中からの質問でございますが、国土交通省は道路運送法に基づく省令や通達で、青ナンバー車のドライバーの飲酒運転を根絶しようと、始業前飲酒検知を義務づけることを来年度より決められました。プロのドライバーが飲酒運転や酒気帯び運転で摘発された件数は、皆様御承知だと思いますが、2005年は463件、2006年が477件、2007年、皆様方記憶があられると思いますけれども、福岡市職員が児童3名を死亡させた飲酒運転重大事故がありました。その2007年が352件、2008年が287件で、いまだ関連する事故が後を絶たないことからの厳しい措置だと思います。飲酒運転したドライバーの会社への営業停止や車両使用禁止などの行政処分を厳しく正す方針ですと。

そこで、市は、住民に対し安全運転の趣旨から、どのような指導をされてこられたのか。そして、市職員にはどのような指導をされてこられたのか、まず、第1にお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず最初に、住民に対しての指導をどうしてきたのかということですが、まず、市

民全体に対しましては、年4回の期間で実施されております交通安全県民運動期間中に交通安全指導員の立哨指導とか、交通安全教室の開催、交通安全街頭キャンペーン、それから、広報紙等によって啓発をしております。それから、特に交通事故につきましては、子どもさん、それから、高齢者が非常に多いわけでございますので、そういった部分を対象にして重点的にまた行っております。

まず、子どもへの指導につきましては、この県民運動期間中に登校時における交通安全指導員による交通指導、それから、幼稚園、保育園、小・中学校においては、交通安全教室を開催しながら、このときには警察とか、交通安全指導員に指導を依頼しながら、交通安全の指導を徹底しているところでございます。この教室につきましては、平成20年度が19回でございます。今年度につきましては、5月までに16回開催をしております。

それから、高齢者に対する指導につきましては、老人クラブ例会等での交通安全の教室とか、市の職員が出かけます出前講座における交通指導、こういったときには交通安全ビデオ教材を活用した安全教育とか、警察からも来ていただきまして交通講話等を実施しているところでございます。

それから、もう1つ、自動車学校の協力を得まして、教習コースを1日開放した夜間の照射実験とか、体験型の交通安全教室も実施しておりますところでございます。

それから、市の職員でございますけれども、市の職員につきましては、先ほどおっしゃいました福岡市の職員の飲酒運転事故を受けまして、全員に飲酒運転撲滅の誓約書を提出していただいております。その後、新規採用につきましても、随時提出をしていただいております。みずから飲酒撲滅を図っていくという意識を醸成しているところでございます。

それから、職員が事故を起こしたとき等につきましては、グループウェア等で注意の喚起を行っておりますし、また、ほかの自治体の職員が起こした場合でも、こういった注意喚起を行っているところでございます。

それから、常に県民交通安全の期間中につきましては、職員への交通安全の保持、交通法規の遵守というようなことで周知を図っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

また、政策部長も私の次の答弁まで答えてもらって、ちょっと今回は質問がやりにくいかと。実は市においても通勤時や公務においても運転される機会が多いでしょうと、市職員の運転についてお聞きしますと。飲酒運転はもちろん懲罰問題であるということは言うまでもありませんが、違反、事故などによる問題に対する教育指導はどのようにされているかというようなことをお尋ねしたかったんです。

そして、これも答弁によって、私の提案ですが、違反、事故などを起こした職員は二度と

違反、事故を起こさぬように、自動車学校などで再教育をするような具体的対策を考えてもらいたいのですが、いかがでしょうかというようなことでありましたけれども、もう先ほどの答弁で、なかなか今回やりにくかなと。

じゃ、次に移ります。次は、建設問題に移ります。

私は一般質問のたびに松浦川の問題と武内を縦横に走っている相知山内線、武雄伊万里線について、要望と問いただしをしてまいりました。いまだよい結果を見ませんので、もう一度質問をさせていただきます。

まず、河川問題ですが、この松浦川河川には、御承知のとおり、1年に1回は必ずはんらんがあります。多い年には3回、4回ははんらんした経緯もあり、その都度、人的被害、農作物の被害を起こし、住民の皆様は苦痛の思いをなされておられます。

そのような事態であります。今後、21年度以降ですけれども、計画についてどのようになっているのか、執行部の答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

この松浦川、平成14年から実施されております。今現在、まだ進捗率としては32%でございます。ただ、用地買収のほうは大体ほぼ完了しておりますので、今年度も当初予算としては7,000万円の事業費をもって、原地区の揚水ポンプの詳細設計、あるいは皿井手堰の位置の検討、それと、買収が完了してしまふところの暫定築造、こういうのを今年度は予定されているというところでございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

この松浦川に関しては、特別委員会も設置されていると。そして武雄市常襲水害地対策促進期成会というのがあります。そこで市長を会長として要望書も県、国に提出をされておられます。また、この前、自民党の会議のときに、私いただきましたけれども、自民党としても松浦川の整備促進について、その要望先は、県土づくり本部というようなことで、ちょっとここを読んでみますと、松浦川は武雄市武内町、若木町を流下し、国土交通省管理の直轄河川に注いでいます。そうした集中豪雨が発生した場合は、主要地方道路相知山内線や1級市道川古武内線が冠水し、住民は絶えず洪水の危険と不安にさらされていますと、そういうことで事業の促進を要望しますということで、自民党武雄市支部のほうからも県のほうに要望が出ておるようなことでですね。

それで、先ほどの説明がありましたけれども、14年度から松浦川上流整備河川改修に取り

組んでもらっております。21年度には完成すると私は耳にしたわけです。それが延び延びになって今度は24年度までにと。しかし、今のような状態では、今、真西橋から上の上流、下は今、先ほど部長が答弁されましたように、ほぼ完了しつつあると。その上のほうの方々がもう最近は何も問題出てこんけれども、もう梅雨に入ったばい、また、つからんばいかんばいと、どがんなりようやというようなことをよく耳にするわけです。

それで、この延び延びとなっておりますが、住民の皆様には延び延びになっている理由をわかりやすく説明いただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

延び延びになっている理由の最大の問題は、下流の直轄河川、あそこは何と言うんですかね、萩ノ尾堰。萩ノ尾堰から下流のところの直轄の分がまだ設計ができていないと。そういうところから、上流部だけが進んでも、下流との接続ができないというところで、今、用地買収がほぼ完了しているんですけど、実際の工事に入れられないという状況でございます。そういうところからちょっとずれ込んでいるというところを聞き及んでおります。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

萩ノ尾堰がネックになっているというような答弁だったと思います。

次に、道路状況についてお願いをしたいと思います。

この武内町民の皆さんは、その道路状況について早期実現を望んでおられます。道幅が狭く、その上に歩道もなく、さらに通学路になっており、非常に危険な道路と言えます。

そこで、武内町で起きた交通事故を皆様にご紹介をしたいと思います。以前、私は武雄市の交通事故の状況で、交差点型と追突型と、そして、点と線というようなことで質問をさせていただいた記憶があります。特に武内は線で事故が起きておるというようなこと。点とは交差点と、線とは1つの道路と、一本道というようなことで質問をさせていただいた記憶があります。

これは私の今持っている資料は、平成20年1月から12月までの事故発生マップなんです。そこをわかりやすく書いてありますが、今、武内町でどこが一番事故に遭っているかと言えば、赤穂山トンネルを越えて、拡幅工事をしてもらいました。それから約100メートルのカーブで、武内町では人身事故が5件と物損事故が16件ありますが、その中の8件がそこで起こっているんです。線ですね。交差点ではないところですよ。そして、あとは1件、1件、1件というようなことで、そして、柚ノ木原線が1件、1件、1件と。というようなことで、なぜ武内町はこういうふうな交差点型ではなく、その一本線でこういう事故が起きているの

かなといつも私は思うわけですよ。今はいろんな問題でその道路施設整備はよくなっておりますが、一本道でそういう事故が起きるといことは、やはり私はカーブであり道幅が狭いと、これが原因ではなからうかと私は判断をするわけです。交差点では、例えば、一時停止をしなかったとか、確認が不十分だったというものが出てくるかと思えますけれども、これは武内町の道路状況の特徴だと私は思うわけですよ。

そこで、武雄伊万里線、あるいは相知山内線の整備計画はどのように進んでいるのかをお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

議員御質問、まず、武雄伊万里線でございますが、武雄伊万里線につきましては、平成25年度までの5カ年計画で、今年度から路線測量に入ったところでございます。これ今後まだ詳細設計、用地測量というふうな形で今年度予定されております。

そして、もう1つは相知山内線ですね。相知山内線につきましては、今、柿田代のあの峠というですか、あの地区を今工事されているというところで、何年度計画ということじゃなくて、少しずつしていくということで私は聞いております。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、部長の答弁は、武内町の梅ノ原から柚ノ木原線の説明をされたんじゃないかと私は思います。その柚ノ木原線のほうも、私のところに「どこば通るとや」と、「いつごろでき上がるとや」と、「いつから測量するとや」というようなことをよく耳にいたします。それで、今後の計画状況において、私も皆さん方執行部から聞いたわけではないし、あれは県の道路関係者の方から聞いたこともないし、いろんな住民の皆さんから聞くわけですよ。それで、答えようがないわけですよ。それで、もう少し部長、どこからどこまで、何年ごろにでき上がるばいと。先ほど5カ年計画の25年というようなことも言われたと思いますが、もう一度、住民の皆さんにわかりやすく、今はここまで進んどうとばいと、そして、予定がこうなるばいとということを住民の皆さんにわかりやすくお願いします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

武内、あの梅ノ原の交差点、交差点から柚ノ木原のほうに行きまして、旧道との分岐点があるですね。あそこまでのところの約800メートルが今回の事業区間というところでございます。それで、地元説明はこれまで地区の方については地元説明が一応あっているという

ころでございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

これも武雄市の自由民主党支部のほうからも県のほうの交通政策部に要望が出ておるわけですね。そういうふうなところで、いろんな角度、あるいは武内の区長会、あるいは武内町をよくする会と、そういうところからもいろんな　まず武内は道路と河川というようなことが強く言われておりますので、執行部の皆さん方に強くお願いをして、次に移らせていただきます。

次は、佐賀県西部広域環境一般廃棄物処理施設建設用地が5月8日に了承されました。これも3月議会で同僚議員が質問されていた記憶がございますけれども、建設予定地は伊万里市松浦町の宿分地区が建設予定地となっておりますが、武雄市武内町との位置関係と、それに伴う搬入道路整備予定ルートというようなことが発表されましたので、そのルートについても説明をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

議員の今の御指摘、確かに伊万里市の松浦町に予定地が選定されたというところがございます。ここは武内町の多々良から行ったら、山1つ向こう側という形でございます。距離的なものは多々良の一番北側の民家からその予定地区までの距離は約700メートル、それから、柚ノ木場の民家からその予定地区の外れまでが1,800メートルです。また、若木町のほうに行きますと、本部地区のほうまでは約2,600メートルの距離があるというふうになっております。

それから、今、搬入路の話をされましたけど、搬入路につきましては正式にそこまでは決まっていないと思うんですけど。

議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

お答えします。

搬入道路のルートが先般説明がありましたけど、これは松浦バイパスのどの地点でおりて建設予定地に行くのかという話でありまして、宿分ランプというのがあるんですね。若木のほうから行って、橋のちょうど手前になりますね。あそこの宿分ランプでおりて、一たん北のほうに入って、それから、途中田んぼがありますけどですね、予定地の中にですね。それに沿った市道があるんですけど、その市道を利用して入るというルートの発表でありまして、

武雄市からどの道路を歩いていくとか、山内町からどの道路を歩いていくとか、そういうことじゃなくて、松浦バイパスからどの地点でおりて、そこに行くんだという、この候補地のすぐ直近のルートを発表だけです、今のところはですね。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、説明を受けまして、わかりましたけれども、私、この議会事務局からこのように建設予定地と搬入道路整備予定ルート図とって送ってきたもんだから、今、副市長の答弁でわかりましたけれども、そして、ここに大きな線があるもんだから、そこを歩いていくもんだというふうに判断をして、ちょっと聞いたとこです。今の説明でわかりました。

次に、先ほど3番議員がごみゼロ特区制度について質問をされました。そして、また私の通告後に新聞に載っておりましたので、このごみのことについては省略させていただいて、次は、栽培できないケシの花について質問をさせていただきます。

栽培してはいけないケシを鑑賞用として知らずに育てている方があちらこちらにいらっしゃるようです。また、種子が散乱して、空き地や原野に咲き乱れています。このことを執行部の方々は御存じでしたかと。実は私も全然知りませんでした。先日、知ることができました。また、不正ケシが空き地に自生していることを発見したならば、保健所へ連絡するようになっていますが、植えてよいケシとそうでないケシがあるそうですが、どのような種類がよいのか、悪いのかが、見分けがつかない方々もいらっしゃると思いますので、この見分けについて、また、ケシの種類はどのようなものがあるかをあわせて質問をしたいと思いません。

議長（杉原豊喜君）

ここでお諮りいたします。

間もなく正午になりますけれども、このまま一般質問を続けたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

一般質問を続けます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

薬物乱用になる不正なケシの栽培については、あへん法の第4条で禁止されているところでございます。ケシ属の植物には多くの種類があり、麻薬の原料を含有している種類等については、厚生労働大臣の許可が要ります。これは大体薬をつくる医薬用のほうの許可でございます。ただ、一般家庭で植える場合はほとんど許可されておられません。しかしながら、今、議員がおっしゃったように、当市でも年に数回、知らずに、警察、または保健所の指導を受けられているということを聞いております。

今言われましたように、植えてはいけないケシにつきましては、保健所、警察等からの指導があり、その処分については焼却処分、または保健所で処分をしてもらうそうでございます。

それから、不正ケシの見分けについてですけれども、ケシの花は春から夏にかけて色鮮やかで美しい大きな花を咲かせるため人気があり、不正ケシの認識のない方が園芸用として植えていることが多くございます。植えてはいけないケシには3種類あり、普通言われるケシ、アツミゲシ、ハカマオニゲシとあり、これらは外観の特徴から園芸用のケシとは区別がつくものであります。その特徴としましては、花びらは八重のピンクが一番多く、一重では花びらが4枚、また、白色、赤色があるそうです。茎が太くて、丈夫で、茎にはほとんど繊毛というのですか、産毛みたいな毛がないということでございます。それから、葉の縁がのこぎり状にぎざぎざしている。それから、緑の葉に深い切れ込みがないと。ケシについては切れ込みがあるんですけど、浅いということになっています。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

ここで議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

休	憩	12時2分
再	開	13時20分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

一般質問を続けます。14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

午前中の部長の答弁で、見分け方とか、ケシの種類というふうなことについてお答えをいただきましたけれども、聞いただけではなかなかわからないと。それで、このケシというものは、私は一步間違えれば大きな犯罪になりかねないと。これは、あへん法の対象で、植物で栽培が禁止されているケシは麻薬及び向精神薬取締法の対象植物でありますと、このようになっておるわけですね。わからないで植えたというようなことは理解いたしますが、これを今度本当に悪質に持っていたというようなこと、重大なことが起こるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そこで、今後、このケシの花について、行政としてどのような指導をなされていかれるかをお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

市民への周知ということだと思いますけれども、一応県のほうにおいては、5月から6月

の2カ月間を不正大麻ケシ撲滅月間ということで行っております。市もこれに対しまして、ポスターやリーフレットを支所や各公民館に配付しておりますけれども、今さっき見分け方ということ述べましたけれども、なかなか実際は難しいという御指摘もありますので、今後、市報等にカラーの写真とか広報、市役所だよりで、そういうカラーの写真を入れて、特徴等をPRしていきたいと思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

ぜひ住民の皆様方にわかりやすく、そして、植えてはいけないということを認識させてもらいたいと思います。

次に、最後の質問になりますけれども、教育問題について、私の質問は、焼き物の窯跡の管理についてでございます。

武雄市には窯跡が約87カ所あると。各町別に見れば、多い順に説明いたしますと、武内町が30カ所、西川登町が24カ所、山内町が10カ所、若木町が9カ所、橘町が7カ所、東川登町が4カ所、朝日町が2カ所、武雄町が1カ所で、計の87カ所となっております。その窯跡の状況は、盗掘の跡が多く見受けられ、窯跡が確認できないなど、さまざまなようですが、指定を受けた窯跡の管理はどのようになさっているかをまず最初の質問といたします。お尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

浦郷教育部長

浦郷教育部長〔登壇〕

武雄市につきましては、国、県、市の文化財として7カ所が指定をされているところであります。その管理としては、地元の区、あるいは個人に環境整備を委託し、大雨等の災害時には毀損がないか見回りをお願いしているところであります。

また、県が委嘱する文化財パトロール員5名を中心に巡視を行っているところであります。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

この私の一般質問は、3月議会において、第5号議案において、文化財保護条例の一部改正条例が提出されまして可決されましたが、43条と45条では刑罰が重くなっています。刑が重くなることについては賛成ですけれども、現状を見れば、窯跡の区切りがないと。どこからどこまでが跡地なのかははっきりしないところばかりなんです。

ただ、私が見たところでは2カ所ですね、窯跡ですよと 立て札じゃございませんけれ

ども、そういうふうな区切りをされているところがありました。これは、ひとえに言えば、例えば、個人の所有地の一画に窯跡があったと。それで、その窯跡が個人所有地の山の一画にあって、どこまでがどこまでか。また、そこでそういうふうな窯跡から焼き物を、あるいは焼き物の破片を盗掘したと。どこからどこまでがどうなっているかと。どこまでが犯罪なのかと。山一円がその区域なのか、一部が区域なのか全然わからないという、そういうところで私は今質問をしておるようなわけでございます。

そこで、私はどうしてもその区切りをすれば、ここが窯跡であるからといって、逆にマニアの方から、または悪い人からの盗掘があるかも知りませんが、個人の所有地でありながら、そこから古い焼き物を持ち去った場合には犯罪が適用されると。これにはどうしても私は納得のいかないところがあるわけです。そういうところで、今後、できる範囲で結構でございますので、窯跡地の立て札や区切りを設けるべきと。どのようなお考えを持っておられるか、窯跡の立て札や区切りを設けるべきと思いますが、いかがなものか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

浦郷教育部長

浦郷教育部長〔登壇〕

今、議員のほうからお話がありましたように、立て札、看板等の設置についてでありますけれども、これは盗掘者の言い逃れを防ぐ意味合いでも有効な手段であるというふうに考えているところであります。先日、6月2日でありますけれども、窯跡があります県内の自治体と関係警察、県、県警との合同会議が初めて開催をされたわけですが、窯跡の盗掘防止に向けた取り組みが全県的に開催をされる方向にあるわけでありますので、その会議等で確認をしながら、そしてまた、武雄市としてもその一員として盗掘防止に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

最後になりますけれども、その窯跡地を逆利用し、市の観光目玉につなげればというふうに考えておりますが、その観光目玉に対して、市はどのように考えているかお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

窯跡についてはずっと前から観光資源として活用したらという話もあっております。そういうことで、窯跡の整備がまだできておりませんので、そこら辺ができれば活用していた

きい。当然これについては国の指定もありますので、観光資源として有効にやっていきたいと考えています。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

これで私の一般質問を終わらせていただきます。